

令和五年八月二十七日 改正

# 中四国学生弓道連盟規約

中四国学生弓道連盟

# 中四国学生弓道連盟規約

## 第一章 総則

- 第一条 本連盟は中四国学生弓道連盟とする。
- 第二条 本連盟は弓道を通じて本連盟所属各校相互の連絡と親睦を図り、併せて斯道の研究を期するをもって目的とする。

## 第四章 役員

- 第八条 本連盟は、次に掲げる役員をおく。

選手権大会を開催する。

- 一、中国学生弓道競技大会を開催する。
- 一、その他本連盟の目的に適える事業

## 第二章 組織

- 第三条 本連盟は加盟する中四国地区の大学弓道部（以下加盟校という）をもって組織する。

- 専任委員 若干名（会計担当者を含む）

- 第四条 中四国地区は岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、高知、愛媛の九県をもって構成する。

- 会長は代表者会議の議決により推薦し、本連盟を代表する。

- 第五条 本連盟は他八地区学生弓道連盟とともに全日本学生弓道連盟を組織する。

- 委員長は代表者会議の議決により選任され、副委員長および専任委員は委員長がこれを任命する。

- 第六条 本連盟の本部は委員長の所属する大学弓道部に置く。

- 役員は一年間とする。ただし、再選を妨げない。事故により役員が欠けたときのその後任として役員となった者の任期は前任者の残余期間とする。

## 第三章 事業

- 第七条 本連盟はその目的を遂行するため、次に掲げる事業を行う。

## 第五章 会議

- 第十二条 本連盟の会議は、代表者会議とする。
- 第十三条 代表者会議は、本連盟の最高議決機関であり、加盟校の代表者をもって構成され、会議の議長は委員長がこれに当たる。

- 一、中四国学生弓道選手権大会を開催する。
- 一、中四国学生弓道新人戦を開催する。
- 一、九州学生弓道連盟と共同し、西日本学生弓道

第十四条 代表者会議は、毎年夏に一回これを開催すること

第二十一条 代表者会議は加盟校に本連盟の目的に反する行為

を例とする。ただし、緊急事項を審議するため、委員長は臨時代表者会議を招集することができる。

があるときはこれを懲戒することができる。懲戒は始末書の提出、本連盟の大会への出場停止、除名の三種とし、代表者会議における三分の二

第十五条 代表者会議は、本連盟に関する事項の審議および決定を行う。

以上の議決により行う。ただし、所定期限までに部員登録、ならびに本連盟の連盟費が未納の場合、委員長は該当校を脱退させることができる。

第十六条 代表者会議での議決権は加盟校につき一票とする。

## 第七章 会計

第十七条 代表者会議は、加盟校の代表者の三分の二以上の出席をもって定足数とする。ただし、委任状をもって出席を認めることができる。

第二十二条 会計年度は毎年九月一日より翌年八月末日までの一年とする。

第十八条 代表者会議の議事は、出席した議決権者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。議事の内容は議事録に記録し、委員長がこれを保存する。記録は議長の指名する書記が行う。

第二十三条 本連盟の経費は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。

## 第六章 加盟・脱退および懲戒

第十九条 本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、委員長宛に加盟申請書を提出し、提出後最も早く開催される代表者会議の承認を受けることを要する。

第二十四条 ①加盟校の連盟費は、各校一カ年五千円とする。  
②部員登録料は、各校一名につき千円とする。

第二十条 本連盟を脱退しようとする大学弓道部は、委員長に申請書を提出し、提出後最も早く開催される代表者会議の承認を受けることを要する。

第二十五条 一度納入せられた金額は理由の如何にかかわらず一切これを返還しない。

代表者会議は、正当な理由があると認める場合には加盟校が連盟から脱退することを許可する。

第二十六条 会計は年度末に本連盟に会計報告を提出し、当該

会計年度に開催される代表者会議で承認を受けなければならぬ。会計は会計簿を作成し、常に会計状態を明らかにしておかなければならない。

## 第八章 審判規定

第二十七条 本連盟主催の公式試合における審判判定は、全日本学生弓道連盟規約によるものとする。

## 第九章 競技規定

### 第一節 総則

第二十八条 本連盟の主催する全ての競技における出場資格は本連盟加盟校における部員登録者に限る。但し、部員登録できるものは大学生、編入生のみとする。例外として、委員長がこれを認めたときは登録できるものとする。また、中四国学生弓道連盟への部員登録は、全日本学生弓道連盟への部員登録に準ずるものとする。

第二十九条 出場選手の出場資格は、当該大学通常在籍期間中の者とする。留年により通常在籍期間を超える者の出場資格は認めない。但し、休学の場合はこの限りでない。

第三十条 すべての大会において全日本学生弓道連盟規約第十章第一節はこれを準用する。但し、第四十七条を除く。

第三十一条 すべての大会において競技の細則は主管校に一任

する。但し、大会の運営に適えるものでなければならぬ。また、召集場所に最初の召集の呼びかけから10分以内に出来ない場合、該当選手を欠場とする。大会役員は最初の呼びかけから5分後に再度の呼びかけを行う。呼びかけは主たる会場と巻き藁会場のそれぞれで行う。

### 第二節 中四国学生弓道選手権大会

第三十二条 中四国学生弓道選手権大会は毎年十月下旬にこれを開催することを例とする。

第三十三条 本大会は団体選手権、個人選手権の両競技試合を行う。

第三十四条 (平成二十四年 削除)

第三十五条 (平成二十四年 削除)

第三十六条 団体競技は次に掲げる規定をもってこれを行う。

#### ① 参加人数

登録選手は男子十名、女子七名とし、競技は男子一チーム六名、女子一チーム四名で行う。但し、選手につき、男子六名、女子四名に満たない場合でも、男子二名以上、女子二名以上いる大学であれば団体に出場できるものとする。

#### ② 予選

一、各チーム一人四つ矢三立をもって的中数を

競い、男子上位九チーム、女子上位十チームを選出する。

一、同的中数の場合、各自一本競射にてこれを決定する。

### ③決勝

一、総当りリーグ戦とする。

一、各チーム一人四つ矢二立をもって一試合とする。

一、同的中数の場合、各自一本競射にて勝敗を決定する。以降同的中数の場合も同様とする。

一、同勝率の場合、リーグ戦総的中数により順位を決定する。更に決まらないときは、各自一本競射にてこれを決定する。

### ④選手変更

選手交代および立順変更は、予選は一立毎、決勝は一試合毎にこれを認める。

### ⑤制限時間

男子四つ矢一立 九分

女子四つ矢一立 八分

但し、弦があがった場合一分の延長を認める。尚、時間を経過した後の中りはこれを認めない。

第三十七条 (平成二十四年 削除)

第三十八条 個人競技は以下の規定をもってこれを行う。

### ①第一次予選

四射三中以上通過とする。但し、団体予選出場者は予選の最初の立を第一次予選と兼ねる。

### ②第二次予選

男子のみ行い、二射二中通過(決定退場不要)とする。

### ③決勝

射詰を行い六段目より八寸的を使用する。優勝者が決定したとき、二位三位の決定は遠近競射により決定する。

第三十九条 (平成二十四年 削除)

第四十条 団体戦においては、男女共に優勝校以下三位まで。

射道優秀校 男女共に一校

最高の中者および準最高の中者

男女共にそれぞれ一名。

予選と決勝リーグの総的中数第一位と第二位を選出する。但し、それぞれの候補者が複数名いる場合はその中で最も中率の高い者を選出する。なお決まらない場合は射詰により決定し、六段目からは八寸的を使用す

る。遠近競射は行わない。

優秀射士賞 男女共に一名

個人戦 男女共に優勝以下五位まで。

第四十一条 ①男女団体優勝校はそれぞれ、全日本学生弓道連

盟主催の全日本学生弓道王座決定戦、全日本学生

弓道女子王座決定戦に出場する権利を持ち、また、

男女最高の中者及び男女準最高の中者はそれぞれ、

東西学生弓道選抜対抗試合、女子東西学生弓道選

抜対抗試合に出場する権利を持つ。但し、東西学生

弓道選抜対抗試合、女子東西学生弓道選抜対抗試

合出場人数は開催年度により若干の変更がある場

合がある。

②本大会は翌年度の全国大学弓道選抜大会の推薦

校の選考を兼ねるものとする。但し、選考方法は本

大会前に行われる代表者会議に準ずる。

### 第三節 中四国学生弓道新人戦

第四十二条 中四国学生弓道新人戦は、毎年二月から三月に

開催することを例とする。

第四十三条 本大会は団体選手権、個人選手権の両競技試合を

行う。

第四十四条 (平成二十四年 削除)

第四十五条 団体競技は以下の規定をもってこれを行う。

#### ①参加人数

一、登録選手は男子八名、女子五名とする。女子

は各校最大二チーム登録可能とする

但し、二年生の登録は、男子五名以内、女子

三名以内とする。選手につき、男子二名以上

女子二名以上いる大学であれば団体として

出場できるものとする。但し、二年生のみ

による出場はこれを認めない。

一、男子一チーム五名、女子一チーム三名とす

る。但し、二年生は男子三名以内、女子二名

以内とする。尚、在籍する大学において入学

後一年未満の者を一年生、入学後一年以上

二年未満の者を二年生という。入学後二年

以上を経過したものは特例を除き本大会へ

の出場を認めない。

#### ②予選

一、各チーム一人四つ矢三立をもつて的中数を

競い、男子上位十六チーム、女子上位十六チ

ームを選出する。

一、同的中数の場合、各自一本競射にてこれを

決定する。

#### ③決勝

一、トーナメント戦とする。

一、各チーム一人四つ矢一立をもって一試合とする。

一、同的中数の場合、各自一本競射にて勝敗を決定する。以降同的中数の場合も同様とする。

一、(令和二年、削除)

④選手変更

選手交代および立順変更は、予選は一立毎、決勝は一試合毎にこれを認める。

⑤制限時間

男子四つ矢一立 八分

女子四つ矢一立 六分

但し、弦があがった場合一分の延長を認める。尚、時間を経過した後の中りはこれを認めない。

第四十六条 (平成二十四年 削除)

第四十七条 個人競技は以下の規定をもってこれを行う。

①出場資格

一年生に限る。

②予選

四つ矢二立計八射により、男子五中以上、女子四中以上を通過とする。但し、団体予選出場者は予選の最初の立を個人予選一立目と兼ね

る。

③決勝

射詰を行う。八寸的は原則として使用しない。但し、九段目までで優勝者が決定しない場合は、その時点の参加者に八寸的使用の確認を取り了承を得た際に限り、十段目より八寸的を使用する。優勝者が決定したとき、二位から五位の決定は遠近競射により決定する。

第四十八条 団体戦においては、男女共に優勝校以下三位まで。

射道優秀校 男女共に一校

最高の中者 (令和二年、削除)

準最高の中者 (令和二年、削除)

優秀射士賞 男女共に一名

個人戦 男女共に優勝以下五位まで。

第四節 中国学生弓道競技大会

第四十九条 中国学生弓道競技大会は、毎年四月にこれを開催することとする。

ることを例とする。

第五十条 本大会は、団体選手権、個人選手権の両競技試合を行う。

第五十一条 (平成二十四年 削除)

第五十二条 団体競技は、以下の規定をもってこれを行う。

#### ① 参加人数

登録選手は男子十名、女子五名とし、競技は男子一チーム六名、女子一チーム三名でこれを行う。女子は各校最大二チーム登録可能とする。但し、選手につき、男子六名、女子三名に満たない場合でも、男子二名以上、女子二名以上いる大学であれば団体に出場できるものとする。

#### ② 予選

- 一、男女とも各チーム一人四つ矢四立をもって的中数を競い、上位六チームを選出する。
- 一、同的中数の場合、各自一本競射にてこれを決定する。

#### ③ 決勝

- 一、総当たりリーグ戦とする。
- 一、各チーム一人四つ矢一立をもって一試合とする。
- 一、同的中数の場合、各自一本競射にて勝敗を決定する。以降同的中数の場合も同様とする。
- 一、同勝率の場合、リーグ戦総的中数により順位を決定する。更に決まらないときは、各自一本競射にてこれを決定する。

#### ④ 選手変更

選手交代および立順変更は、予選は一立毎、決勝は一試合毎にこれを認める。

#### ⑤ 制限時間

男子四つ矢一立 九分  
女子四つ矢一立 六分

但し、弦があがった場合一分の延長を認める。尚、時間を経過した後の中りはこれを認めない。

#### 第五十三条

個人競技は以下の規定をもって行う。

#### ① 第一次予選

四射三中以上通過とする。但し、団体予選出場者は予選の最初の立を第一次予選と兼ねる。

#### ② 第二次予選

男子のみ行い、二射二中通過とする。

#### ③ 決勝

射話をを行い六段目より八寸的を使用する。優勝者が決定したとき、二位三位の決定は遠近競射により決定する。

#### 第五十四条

団体戦においては、男女共に優勝校以下三位まで。射道優秀校 男女共に一校  
最高の中者 予選と決勝リーグの総的中数により決定する。但し、総的中数第一位

が複数名いる場合はその中で最も  
的中率の高い者を選出する。なお  
決まらない場合は射詰により決定  
し、六段目からは八寸的を使用す  
る。  
男女共に一名  
優秀射士賞 男女共に一名  
個人戦 男女共に優勝以下五位まで。

## 第五節 西日本学生弓道選手権大会

第五十五条 西日本学生弓道選手権に関する規定は別紙のと  
おりとする。

第五十六条から六十五条 (平成二十四年 削除)

## 第十章 附 則

第六十七条 本連盟規約の改正を必要とするときには、代表者  
会議において出席校(委任状による出席校は含ま  
ない)の三分の二以上の同意を要する。

第六十八条 本連盟への郵便物が締切日に遅れたときは罰金を  
徴収する。

- ① 全日関係 五日以内 一万円  
六日以内 二万円
- ② 中四関係 五日以内 五千元  
六日以内 一万円

第六十九条 国や地方公共団体からの活動制限が要請されるよ  
うな状況下での競技方法については、その活動  
制限に併せてやむを得ず変更する事ができるも  
のとする。変更する場合は委員長が発議し、代表  
者会議出席校の3分の2以上の同意を得なければ  
ならない。  
第七十条 本連盟主催の各大会にて出場校より一度納入せら  
れた金額は一切これを返還しない。  
第七十一条 代表者会議の運営費は、各校につき五千元とする。

令和元年八月二十六日改正  
令和二年二月二十五日改正  
令和二年八月二十三日改正  
令和二年十月十八日改正  
令和三年八月二十二日改正  
令和三年十月二十一日改正

## 西日本学生弓道選手権大会規約

### 第一章 総 則

#### (大会参加資格)

第一条 ①西日本学生弓道選手権大会(以下、本大会という)

への参加資格は、中四国学生弓道連盟、または九州学生弓道連盟(以下、両連盟という)加盟大学に限り、有するものとする。

②両連盟のいずれかに部員として登録していない者は、本大会に出場する資格を有しない。

③本大会に出場する資格は、当該加盟大学における通常の在籍期間中に在学する者とし、留年により通常の在籍期間を超えるものは、出場資格を有しない。但し、休学期間は、通常在籍期間に参入しない。

#### (大会開催の時期)

第二条 本大会は、毎年五月もしくは六月上旬に、中四国地区もしくは九州地区において隔年に交代して開催することを例とする。

### 第二章 審判規定

#### (総 則)

第三条 審判は、本大会規約に定める競技規則に基づき行うものとするほか、全日本学生弓道連盟規約第九章審判規定を準用して行う。

#### (審判員の委嘱)

第四条 本大会には審判員を置き、本大会委員長がこれを委嘱する。審判員のうち一人を審判長とする。

### 第三章 競技規定

(全日本学生弓道連盟競技規定の準用)

第五条 本大会における競技規定は、次条以下に定めるもののほか、全日本学生弓道連盟規約第十章第一節競技規定を準用する。但し、第四十四条第二項を除く。

#### (勝敗と射技優秀)

第六条 勝敗は的中数の多少によりこれを定めるほか、射道優秀校および射技優秀射手を決勝リーグ出場者より選出するものとする。

#### (団体戦と個人戦)

第七条 本大会は、団体選手権および個人選手権の両競技試合を行う。

#### (競技の細則等)

第八条 本規約に定めるもののほか、競技の細則については、本大会前に開催される各校主将会議を経て、本大会主管の地区連盟もしくは主管校に一任する。

#### (競技)

第九条 団体競技は以下の規定により行う。  
①各大学は、男子十名、女子七名の選手を登録するものとする。

②団体戦は男子一チーム六名、女子一チーム四名とし、格立における出場選手を、大会委員長の求めに応じ提出しなければならない。男子六名、女子四名に満たない場合でも団体戦に出場登録することを認めるが、男子五名、女子二名を最小限度とする。

③予選

各チーム四つ矢二立をもつて的中数の上位より、男女とも八チームを選出する。同的中数のとき、男子一本、女子一手の競射により決定する。

(表彰)  
第十条

④決勝

男女共リーグ戦により行い、一試合四つ矢一立とし、同的中数のとき、男子一本、女子一手競射により決定する。同勝率のときは、リーグ戦の総的中数により順位を決定し、更に決定できないときは、男子一本、女子一手の競射により決定する。

⑤制限時間は一立男子十分、女子八分とする。制限時間を超えたときは失矢とする。但し、一分前に警告するものとし、弦切れの場合は一分の延長を認める。

(改正)  
第十一条

⑥団体戦においては、四つ矢一立を単位として射手の交代を認めるが、立順の変更は認めない。

⑦個人予選は、四射三中をもつて通過とし、団体戦出場者は、出場した始めの立をもつて個人戦の成績とする。

(附則)  
第十二条

⑧個人決勝は、射詰により行い、六段目からは八寸的を使用する。個人優勝者が決定したときは、男女共に二位以下五位までの順位を遠近競射により決定する。遠近による競射においては、霞的、星的を用いず、線的を使用するものとする。

団体戦においては、男女共に優勝校以下三位まで。射道優秀校 男女共に一校。

最高の中者 予選と決勝リーグの総的中数により決定する。但し、総的中数第一位が複数名いる場合は射詰により決定し、六段目からは八寸的を使用する。

男女共に一名。

最優秀射手賞 男女共に一名。

個人戦 男女共に優勝以下五位まで。

本大会規約の改正を必要とするときには、両連盟の代表者会議において出席校（委任状による出席校は含まない）の三分の二以上の同意を要する。

災害発生時や、国や地方公共団体等からの活動制限が要請されるような状況下での競技方法と表彰につ

いては、その状況・制限に併せてやむを得ず変更することができるとする。変更する場合は、開催地区学連委員長が発議し、中四国・九州両地区の代表者会議出席校の三分の二以上の同意を得なければならぬ。但し、大会前日や期間中に前述の事態が発生した場合は、代表者会議によることなく、当該大会の主管校と中四国・九州両学連委員長との協議によって変更することができるものとする。

令和二年二月二十五日改正

令和二年八月二十三日改正

令和三年八月三十一日改正

令和三年十月二十一日改正

令和四年八月二十八日改正